

総務課の「令和7年度の運営方針と目標」

総務課長 正木 孝也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図るため、「第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」に基づき、財政の健全化を図り、持続可能な自治体経営を進めます。
- ・職員の意欲、資質、能力を高める職員力の向上を推進するため、「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・健康で元気に職務に従事できるよう環境整備を図ります。

■課の役割

総務課は、総務係、財務係、行財政改革推進室で編成され、①広報、②秘書業務、③財政（予算・決算）、④公有財産の管理、⑤庁舎及び公用車の管理、⑥入札・契約制度、⑦人事・組織及び給与、⑧人材育成・研修、⑨職員の福利厚生、⑩文書・法令等の法規事務、⑪選挙事務、⑫行財政改革などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 17人（うち会計年度任用職員2人）

- | | | | | |
|------------------------|-----------|---------------|---------|--------|
| ・課長 1人 | ・行政管理監 1人 | ・室長 1人 | ・副課長 2人 | ・係長 1人 |
| ・財務係員 5人（うち会計年度任用職員2人） | ・総務係員 4人 | ・行財政改革推進室員 2人 | | |

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①第7次矢吹町行財政改革大綱に関連する計画の策定

行財政改革大綱に基づく具体的な実施項目を示した実行計画を策定します。進捗管理を行い、確実な取り組みと透明性のある運営を実現します。また、計画的な財政運営を行うため財政計画を策定し、将来の収支見込みをシミュレーションするなど、持続可能な財政運営の確立を目指します。

②第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく歳入の確保

使用料や手数料の見直しを行い、適正な価格設定を通じて歳入を確保します。また、ガバメントクラウドファンディング等の活用により資金を確保し、事業の推進及びサービス向上に役立てます。さらに、遊休地を売却または貸付することで資産を有効に活用します。これらの施策を通じて、財政基盤を強化するとともに持続可能な財政運営を実現します。

③第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく歳出の削減

事務事業の効率性を向上させるため、必要性や効果を評価し、事業の見直しと予算の平準化を図ります。限りある財源を有効に活用し、住民サービスの質を維持・向上させつつ、歳出の抑制を図ります。

④人材育成・人材確保・職場環境の改善

定員適正化計画に基づいて意欲ある職員の確保に努めます。また、職員が安心して働けるよう職場環境を整備することで、組織全体の活力を向上させることを目指します。

⑤長寿命化計画に基づく施設の維持管理

老朽化が目立つ役場庁舎については、将来にわたって利用できるよう、計画的かつ効率的な改修を進めます。また、公有財産の遊休施設の有効活用として、売却や貸付を通じて歳入の確保を図ります。

令和7年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①第7次矢吹町行財政改革大綱に関連する計画の策定	①矢吹町行財政改革実行計画 大綱に基づく具体的な実施項目を明確化し、実行可能な計画を策定します。また、進捗を管理し効果的な実施を図ります。なお、各実施項目の効果、指標、実施時期、担当課等を明示し、透明性のある運営を実現します。 ②矢吹町財政計画 計画的な財政運営を行うため、これまでの歳入・歳出の実績や、今後予定されている事業を基に財政計画を策定し、将来の収支の見込みをシミュレーションすることで、持続可能な財政運営の確立を目指します。	① 【5月】素案作成、庁内調整 【6月】まちづくり総合審議会へ報告、庁内決定、計画周知（ホームページ等） 【9月】庁内中間評価（次年度予算及び実行計画へ反映） 【3月】庁内年間評価（次年度以降の予算及び実行計画へ反映） ② 【5月】素案作成 【6月】庁内決定、計画周知（ホームページ等） 【10月～12月】県の財政診断受診 【2月～3月】次年度予算案決定による計画の検証作業 【3月】県の財政診断結果通知、財政計画への反映	

令和7年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく歳入の確保	①使用料・手数料を見直し、適正な価格設定を行うことで歳入の確保を図ります。また、改定によりサービスの質を維持しつつ、財政基盤の強化を図ります。 ②事業実施に向けてガバメントクラウドファンディング（自治体が寄附を募り資金調達する仕組み）を活用し、民間からの資金調達を行います。 ③ネーミングライツ（施設の命名権付与により資金確保する仕組み）を活用し、民間からの資金調達を行います。施設の維持管理費の確保及びサービスの向上を図ります。 ④未利用地を適切に活用（売却・貸付）することで歳入の確保を図ります。	① 【5月】基本方針作成、調査・分析・試算開始 【～8月】庁内調整、素案作成 【～10月】各審議会による審査 【12月】条例改正（4月施行） 【1月～3月】周知（ホームページ、施設掲示等） ② 【～6月】調査研究・事例収集 【～8月】仕組み作り（体制・役割・周知方法等） 【～10月】対象プロジェクト及び返礼品の検討 【11月～】寄附募集 ③ 【～6月】調査研究・事例収集 【～8月】可能性調査（市場調査） 【～10月】庁内検討 【～11月】公募 【～2月】連携協定 ④ 【～6月】調査研究・事例収集 【～9月】可能性調査・市場調査（未利用地） 【～10月】庁内検討 【11月～】公募・入札・売却（未利用地）	

令和7年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく歳出の削減	①財政シミュレーションに対する定期的なローリングによる検証を実施し、各事業に係る予算の平準化を図りながら計画的な財政運営を目指します。 ②事務事業の効率性を向上させるため、必要性や効果を評価し、事業の見直しを行います。限りある財源を有効に活用し、住民サービスの質を維持向上しながら歳出の抑制を図ります。	① 【～9月】前年度決算の確定 【9月】次年度予算に係る経常経費の要求受付 【10月～12月】経常経費以外の要求受付 【12月～2月】次年度予算案の作成 【2月～3月】次年度予算案決定による財政計画の推計 ② 【～10月】行政評価の仕組み構築（企画・デジタル推進課と連携） 【11月～】各事務事業の目的、成果、コストを評価し、効果の薄い事業を特定するなど、統合・縮小・廃止など見直しの必要性を検討 【11月～2月】評価・検討結果を、次年度の事業内容、予算編成へ反映	

令和7年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④人材育成・人材確保・職場環境の改善	①自己の職務に対する責任と高い士気を保つため、スキルアップを図ります。 ②定員適正化計画に基づき、意欲ある職員の確保に努めます。 ③職員が安心して働ける環境を整備します。	①ふくしま自治研修センターを活用した指名研修に加えて、職員講師による内部研修を実施します。 ②福島県主催の町村職員採用合同説明会等へ参加し、町の魅力を伝え受験者数の増加に努めます。 ③正当性が認められない過剰な要求及び要望などの不当要求行為に対応するため、カスタマーハラスメント対策のマニュアルを策定し、職員研修会を開催します。	
⑤長寿命化計画に基づく施設の維持管理	①各公共施設の管理状況について、公共施設等総合管理計画に基づき全庁的に情報を共有し、効率的かつ適正な維持管理に努めます。 ②未利用地及び候補地を適切に活用（売却・貸付）することで歳入の確保を図ります。	① 【7月】各施設の利用者数、維持管理費等の集計 【9月】庁内情報共有 【10月】各施設の状況を基に次年度以降の予算配分等を検討 ② 【～6月】調査研究・事例収集 【～9月】可能性調査（市場調査） 【～10月】庁内検討 【11月～】活用策の具体的方向性の決定（旧中央公民館及び福祉会館）	

企画・デジタル推進課の「令和7年度の運営方針と目標」

企画・デジタル推進課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

「デジタル田園タウン構想事業」は、地域経済発展や課題解決への道しるべとなるものです。デジタル技術の積極的な活用により、町が抱える課題を解決し、誰一人取り残すことなく、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる豊かな暮らしを実現するとともに、都市部を上回る利便性と魅力を備えた地方の実現を目指します。

持続可能な矢吹町の実現に向けて、誰一人取り残されないまちづくりを進めるためには、各課における矢吹町まちづくり総合計画に基づく事業の確実な推進が不可欠です。

総合計画に掲げた重要施策について、各課の事業進捗の状況管理に努め、事業遂行時に発生した課題等を的確に把握し、適宜支援を行うことで事業の確実な推進を図っていきます。

危機から町民生活を守り、行政運営を保全するため、矢吹町危機管理基本計画に基づき、様々な不測の事態に対して予防対策を講じます。また、複合化・複雑化した課題の解消のため、庁内の横断的な連携強化を図り、効果的に取り組みを進めていきます。

■課の役割

企画・デジタル推進課は、企画調整係、デジタル推進係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化（DXの推進を含む）、④危機管理の対応などの役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 8人（うち会計年度任用職員1人）

・課長 1人 ・副課長 1人 ・危機管理監 1人

・企画調整係 3人（うち会計年度任用職員1人） ・デジタル推進係 3人（副課長が係長事務取扱）

※その他 地域活性化起業人 1人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①デジタル田園タウン構想

第2期基本方針では、総合計画で定める6つの「まちづくりの柱」全ての分野の行政サービス、業務について、デジタル技術やデータの活用を検討し、住民の皆様の利便性向上を目指すとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、生み出された人的資源を、町民の皆様に寄り添った温かみのある「Face to Face」の対面サービスに再配分します。

②第7次矢吹町まちづくり総合計画に基づく事業の進捗管理

総合計画に基づく重要施策について、各課の事業進捗の状況管理に努めるとともに、事業遂行時に発生した課題等を的確に把握し、必要に応じて課を超えた横連携体制を構築することで、事業の確実な推進を図っていきます。

③新たな行政評価システムの導入

「第7次矢吹町まちづくり総合計画」が示す町の将来像を実現するためには、行政評価による進捗管理・成果検証・見直しが不可欠です。「総合計画」、「行財政改革」、「行政評価」の三つが有機的に連携するPDCAサイクルを確立することで、限られた行政資源を最大限に活用した持続可能な自治体経営を目指します。

④自治体情報システムの標準化・共通化の対応

デジタル庁が策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、町の基幹電算システムについて、今年度末までの新システム移行完了を目指し、関係各課との協議、調整を図ります。

⑤危機管理体制の強化

「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、平常時の危機管理活動に取り組むとともに、緊急時には速やかに初期態勢をとることで、危機の影響、被害範囲を最小限に抑え、様々な危機から町民生活を守ります。

令和7年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①デジタル田園タウン構想	①令和3年度に策定した「デジタル田園タウン構想事業基本方針」について、まちづくり総合計画の改訂により第2期基本方針を策定し、令和7年度～9年度までの具体的な施策を策定します。 策定にあたり町行財政改革大綱及び同大綱実行計画との整合性を図ります。 ②行政DX、地域DXの推進 (1)行政DX プログラミングに関する知識や技術がなくても、アプリ開発が可能なノーコードツールを利活用し、アプリ開発による業務改善を図ります。また、オンライン申請（LINE、マイナポータル）の利用促進と対象業務の拡大を検討します。 (2)地域DX 町公式LINEの機能拡張により、欲しい時に欲しい情報が届く住民個人に寄り添った情報配信体制づくりに取り組みます。 ③デジタルを身近に感じてもらうため、各種デジタル活用支援の取り組みを行います。 (1)講習会等 (2)スマホ教室 (3)イベント開催 ④国の地域活性化起業人制度や地域情報化アドバイザー派遣制度等の活用による外部人材の派遣受入により、職員研修や各種デジタル系事業を実施します。	①デジタル田園タウン構想事業基本方針 【前期方針の見直し】4～7月 【第2期基本方針の策定】8月 ②行政DX、地域DXの推進 (1)行政DX ・業務改善アプリ等開発 【アプリ等開発件数】2件 ・オンライン申請 【利用状況分析】12月、【対象業務拡大検討】1月 (2)地域DX ・町公式LINE機能拡張 【運用開始日】9月1日 ③デジタル活用支援 (1)講習会等 ・全小学生対象のプログラミング教室 【開催回数】35回 (2)スマホ教室 ・高齢者対象スマホ、タブレット教室 【開催回数】2回、【参加人数】10人/回 (3)イベント開催 ・小学生向けイベント 【開催回数】2回、【参加人数】10人/回 ・中学生向けイベント 【開催回数】2回、【参加人数】10人/回 ④デジタル人材活用育成 ・職員研修 【開催回数】2回、【参加人数】20人/回 ・デジタル系事業 【実施回数】上記③(1)～(3)へ派遣	

令和7年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②第7次矢吹町まちづくり総合計画に基づく事業の進捗管理	①各課の重点事業等において、首脳部を交えたヒアリング等を実施し、事業の進捗管理を行うとともに、課題等の解決に向けた全庁的な調整 ②各課事業における実施状況や必要性を政策的な視点から精査するとともに、事業実施における効果を可視化し、目標達成状況等を含め住民に知らせるための取り組み	①各課の重点事業等について、首脳部を交えたヒアリング等を実施し、課題抽出や解決に向けた協議により、適切な進捗管理に努めます。また、複数の課にまたがるような事業等については、横断的な連携強化により、政策的な目線から事業の推進を図ります。 ②住民に対して、目標達成に向けた取組状況等についての情報発信の重要性を鑑み、新たな取り組みとなる行政評価システムの効果的な運用により、年度ごとの実績値や各事業が住民にもたらす効果を可視化することで、住民や議会への説明責任をより効果的に果たしていきます。評価結果は、まちづくり総合審議会等での情報共有を経て、町ホームページ等を活用しながら、広く公表できるような体制を構築します。	

令和7年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③新たな行政評価システムの導入	①行財政改革の推進に向けた新たな行政評価システムの導入による各課事務事業の適正化 ②事業の効果や必要性を鑑みた事務事業の精査により、限られた人員や予算などの行政資源を有効に活用し、自治体として、質の高い行政サービスを持続的に提供するための取り組み	①②現在、各課事務事業について、課の運営方針と目標のヒアリングを活用した進捗管理や、前年度評価内容等を踏まえた予算編成を行っています。新たな評価制度について、令和8年度の予算編成時における参考資料としての活用を目指し、これまでの「進捗管理」が中心であった取り組みから、「事業の評価」に、より注力した取り組みを行うことで、事業の効果や必要性を整理しながら、「新たな歳入の確保」と「効果的な歳出の削減」につながる事務事業の整理と再構築に取り組みます。	※行政評価システム現在運用している「財務会計システム」の追加機能として、事業ごとに年度別の実績値の確認や住民にもたらす効果等を可視化し、評価を容易に行うことを目指すもの。
④自治体情報システムの標準化・共通化の対応	情報通信技術を活用した住民の利便性の向上並びに行政運営の効率化を目指し、国の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に基づき、令和8年3月までに町の基幹電算システムについて新たな環境の構築に取り組みます。 住民記録、税、保険、福祉など対象業務を所管する関係各課と連携し、標準化・共通化システムへ移行します。（全21業務中20業務）	・標準化システムへの移行 (1)戸籍関係2業務 【データ移行・運用テスト】6～7月 【新システム運用開始】7月中旬 (2)税、保険等18業務 【データ移行・運用テスト】10～11月 【新システム運用開始】11月下旬	

令和7年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤危機管理体制の強化	起こりうるリスクを想定した未然防止対策	様々な不測の事態に対応できるよう、業務マニュアルの更新やリスク管理シートによるモニタリングに取り組みます。事務処理ミス等が発生した場合は、口頭による報告により、ミスへの対応を最優先するとともに、速やかに事務処理ミス等報告書を作成し、状況に応じて組織で対応策を検討します。 また、内容を逐次記録するとともに、必要に応じて組織内で共有することで、再発防止にも努めます。	

まちづくり推進課の「令和7年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 神山 義久

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体がそれぞれの特性を活かしながら協力・連携し、共助の考え方のもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、関係機関との協議を進めながら各種計画、マニュアル等を策定します。また、行政区や町内事業所と連携して町民及び外国人労働者の防災意識の向上と備えを促すほか、女性視点での防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりの構築を図ります。
- ③深刻化した空き家問題に対応するため、現状と課題を整理し、空き家の有効活用や適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、空き家対策法定協議会を設置します。また、関係機関と連携して実態調査を実施し、計画を策定します。
- ④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等が一体となって各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。
- ⑤人口減少や高齢化の進行により、自家用車の運転が困難となる高齢者等の移動手段の確保、子どもの塾への送迎など保護者の負担軽減、また交流人口の増加による賑わいづくりなど、町民の利便性向上と地域課題の解決を図るため地域公共交通の拡充に取り組みます。

■課の役割

まちづくり推進課は、協働推進係、生活安全係、環境衛生係で構成され、協働体制の確立及び協働事業の創造、行政区・町民活動団体等支援、統計業務、消防・交通・防犯業務、消費者行政、環境衛生業務、墓園管理業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 11人

・課長 1人 ・生活安全係 3人 ・環境衛生係 4人 ・協働推進係 3人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①公共交通ネットワーク

高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、「行き活きタクシー利用料金助成事業」「矢吹町AI活用型オンデマンドバス実証運行」等を実施します。

②地域防災の強化に向けた取り組み

地域防災強化のため、自主防災組織の普及や研修会を実施し、住民の防災意識向上と災害に強い地域づくりを進めます。また、災害時要援護者（災害弱者）への対策を関係機関と連携して推進します。

③空き家等対策への対応方針の検討

本町の空き家対策に関する現状と課題を整理し、空き家の有効活用、適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、空き家対策法定協議会を設置します。また、実態調査を実施し、計画を策定します。

④脱炭素化に向けた取り組み

矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

令和7年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①公共交通ネットワーク	行き活きタクシー、AI活用型オンデマンドバス等の交通サービスを組み合わせ、誰もが移動に困らない利便性の高い生活を実現し、「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち"やぶき"～」を目指します。	●5月 地域公共交通活性化協議会（第1回） ●6月 AI活用型オンデマンドバスに関するアンケート実施 ●8月 町外停留所の追加、キャッシュレス決済導入、公共施設等に予約端末設置 ●11月 地域公共交通活性化協議会（第2回） ●11月 フロンティア祭りにてAI活用型オンデマンドバスの周知活動 ●2月 地域公共交通活性化協議会（第3回） ●随時 各団体等へAI活用型オンデマンドバスの周知活動	
②地域防災の強化に向けた取り組み	地域防災の強化に向けた取り組みとして、自主防災組織の普及促進を軸に、地域住民の防災意識の向上、災害に強い地域の構築を目指します。 また、災害時要援護者（災害時に支援を必要とする者）について、関係機関や地域と連携を図りながら、支援体制の構築に取り組めます。	●4月 外国人労働者雇用事業主に向けた防災意識向上のための周知・啓発の実施 ●6月 行政区における自主防災組織普及促進に向けた調査 ●7月 区長会役員会で防災訓練に関する内容協議 ●9月 女性視点の防災対策強化に向けたイベント開催 ●11月 モデル行政区での防災訓練の実施 ●随時 各行政区の自主防災に関する支援 ●随時 町内の外国人に向けた防災支援策の検討	

令和7年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③空き家等対策への対応方針の検討	本町の空き家対策に関する現状と課題を整理し、空き家の有効活用、適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、空き家対策法定協議会を設置します。また、実態調査を実施し、計画を策定します。	●5月～11月 空き家実態調査、報告書の作成及び新たに危険な空き家が発生していないか関係機関（上下水道課・東北電力・区長会）と連携により調査を実施 ●7月 空き家法定協議会設置要綱の制定 ●9月 空き家法定協議会の設置 ●9月 第1回空き家法定協議会開催 ・委嘱状交付式・現状報告・今後のスケジュール説明 ●2月 第2回空き家法定協議会開催 ・空き家調査結果の報告及び空き家対策計画書（案）の審議 ●3月 空き家対策計画の策定 ●随時 敷地内の庭木繁茂等が寄せられた場合には、現地確認を行い、所有者へ適正管理するように通知や呼びかけを行います。 ●随時 商工観光課と連携し、空き家バンク活用促進を行います。	

令和7年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④脱炭素化に向けた取り組み	矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。 また、町内の企業で構成されている「チームやぶき（水素関連事業・ワーキンググループ）」に参加し、水素関連事業や脱炭素化に向けた取り組み等について情報を共有し、PR活動等を行います。	●年間（月1回） チームやぶきの定例会（水素関連事業・ワーキンググループ）に参加 ●4月 町・チームやぶき合同で、光南高校生を対象に、「脱炭素化に向けた町の取り組みと未来の矢吹町水素社会について」出前講座を実施 ●5月～11月 脱炭素化に向けた先進地事例等の情報収集 ●7月 広報及びホームページ等により脱炭素に関する啓発活動 ●10月 町・チームやぶき合同で、アグリカレッジ福島の学生を対象に「脱炭素化に向けた町の取り組みと未来の矢吹町水素社会について」出前講座を実施 ●11月 町・チームやぶき合同で、フロンティア祭り時に脱炭素化関連グッズの配布等を行い、PR活動を実施 ●2月 矢吹町地球温暖化対策推進委員会を開催 ●随時 福島県水素モビリティ・ステーション誘致に向けた検討	

総合窓口課の「令和7年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 佐藤 浩彦

Ⅰ 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく丁寧で親切かつ迅速」な対応に心がけるとともに、お客様に寄り添った接遇によりサービスの向上に努めます。
- ②「お客様目線」による窓口業務のワンストップ化を検証し、利用者がより利用しやすい窓口の設置に向けた行政改革を進めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①総合案内、②戸籍事務、③住民基本台帳事務、④印鑑証明事務、⑤マイナンバーカードに関する事務、⑥現金・有価証券・物品の出納及び保管、⑦指定金融機関に関する事務、⑧収入及び支出に関する書類審査、⑨決算の調整などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 12人（うち会計年度任用職員 5人）

- ・課長 1人
- ・出納係 3人（副課長係長事務取扱 1人、会計年度任用職員 2人）
- ・窓口係 8人（係長 1人、係員 4人、会計年度任用職員 3人）

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①総合窓口業務

接客等に関する課題や問題点について、課内で共有し改善に努めます。また、お客様に対して聞く姿勢を大切にし、丁寧な対応を心がけます。

②職員の財務事務処理能力の向上

起票する職員だけでなく、決裁までの各上位職員の適正な事務処理に対する意識向上やチェック体制の徹底を図ります。

③総合窓口のあり方

総合窓口の現状と課題を整理し、全庁的な協議や各課との協議をしながら、民間委託やDX化推進も視野に入れた改善を検討するなど、利用者が使用しやすい窓口設置に向けた見直しを進めます。

令和7年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①総合窓口業務	①「町の顔」として「明るく丁寧で親切かつ迅速」な対応に努めます。 ②利用者に寄り添った接遇をし、ワンストップサービス向上を図ります。	①窓口業務に関する知識や技術の習得により、対応能力の向上を図ります。 ②説明・問合せ内容について、職員間で情報を共有化し、利用者がスムーズに手続きできるように、窓口業務改善及び丁寧な接遇に努め、ワンストップサービスの向上を図ります。	
②職員の財務事務処理能力の向上	所属における正確な事務処理に対する認識の徹底を図ります。	予算担当者会議において、財務事務を行う上での誤りやすい事例や、例月出納検査で指摘されたものなどの情報提供を行います。また、会議資料についても随時見直しを図ります。	
③総合窓口のあり方	総合案内を利便性の高いものにするため、来庁者に対応する業務内容や現状の課題を精査し、行政手続きの簡素化・迅速化・情報のわかりやすさにあった総合窓口のあり方を検討します。	・総合窓口会議を実施し、現状の課題・改善点について、情報共有及び意見交換を図ります。 ・戸籍受付（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁）及び外国人登録について、予約システムを導入します。 ・ワンストップサービスの向上を図るため、総合窓口会議でより効果的な対応策を検討します。	

税務課の「令和7年度の運営方針と目標」

税務課長 渡辺 憲二

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期内納付の啓発と滞納整理により新規滞納者の発生を抑制します。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町県民税・②法人町民税・③固定資産税・④軽自動車税・⑤町たばこ税・⑥入湯税・⑦国民健康保険税・⑧介護保険料・⑨後期高齢者医療保険料の賦課事務、⑩税証明書交付・台帳の閲覧、⑪町税等の収納、⑫滞納整理、⑬納税啓発、⑭罹災証明事務を行う役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 14人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・町税係 5人 ・固定資産税係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・滞納整理係 3人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①債権管理の適正化

事務の効率化を図るため、「年間行動計画」のとおり効率的かつ効果的に事務を行い、収納率の向上を図ります。

②滞納整理

町税等の収入状況、差押実績、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課等の徴収実績について、毎月報告を行います。
納税義務者死亡の滞納整理及び財産調査業務のDX化を推進します。

令和7年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①債権管理の適正化	効率的かつ効果的な徴収を実施するため、年間行動計画を策定	①滞納処分等の年間行動計画の策定 ②文書催告の実施 年間行動計画に基づき催告書を送付 ③納税相談の実施 随時、納税相談を行い、収入状況に応じた納付方法について一緒に解決策を検討 ④厳正な滞納処分の執行 財産調査等を行い、差押等の実施 ⑤時効管理会議の開催 滞納者に対する年度内の滞納処分の方針決定及び時効中断について協議 ⑥関係各課との連携 各保険料を所管する保健福祉課との連携 ⑦白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への徴収事務の移管 徴収困難な滞納整理事案を選定し、引継事務及び引継後の連携の実施 ⑧地方税法第739条の5に基づく福島県への徴収引継依頼の実施 町県民税滞納者を選定し、移管事務及び移管後の連携の実施 ⑨職員の徴収事務能力の向上 徴収事務研修及びOJTによる知識習得・折衝能力の向上	

令和7年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②滞納整理	①滞納処分の状況等について定期的な報告 ②義務者死亡の滞納整理 ③財産調査業務のDX化	①-1 滞納整理状況の町長報告 町税等の収入状況、差押実績、広域圏滞納整理課の徴収実績を毎月報告 ①-2 町税等の滞納整理状況を掲載 ・広報やぶき（年1回） ・矢吹町ホームページ（毎月） ②納税義務の承継 義務者死亡の滞納について、相続人調査を開始し承継の対象者を選定 ③PiMSの活用 財産管理ワンストップサービスPiMSを導入することにより、電子調査結果を一括で管理し、調査から差押まで迅速かつ効率的に実施	

保健福祉課の「令和7年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町民一人一人が健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・「地域で協力し 安心して暮らせる 共生社会の実現」とした第5次矢吹町障がい者計画の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組みます。
- ・「住み慣れた地域で いきいきと 安心して暮らせる町」とした第10次矢吹町高齢者保健福祉計画及び矢吹町第9期介護保険事業計画の基本理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・町民の健康を保持・増進するため、健康増進事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指します。
- ・国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療保険事業を安定的に運営するため、資格の適正化、給付費の適正化を図り、被保険者数の将来展望を見据えた事業運営を図ります。
- ・所管する保健福祉施設の設置目的を果たすため、指定管理者制度を導入し、安全・安心な施設運営の体制整備を行います。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員の支援、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進、⑩健康センターの運営、⑪福祉会館の運営、⑫保健福祉センターの運営等の役割を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 23人（うち会計年度任用職員4人）

・課長 1人 ・副課長 1人

・健康増進係 7人（うち会計年度任用職員2人）

・福祉係 4人

・国保年金係 5人（うち会計年度任用職員1人）

・介護保険係 5人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①町民の健康増進

「ヘルスステーション健康・食育・自殺対策 やぶき21計画（第4次）」に基づき、1次予防（健康づくり）、2次予防（疾患の早期発見・早期治療）、3次予防（疾患の治療・重症化予防）に取り組むための各種保健事業を実施し、健康長寿の実現に努めます。

②特別会計保険事業

事業の財源となる保険税（料）や補助金・交付金及び一般会計からの繰入額などの予算状況をはじめ、少子高齢化が進展する中での被保険者数の推移、医療費や介護給付費等の状況等を総合的に勘案し、適正かつ安定した事業運営に努めます。

③高齢者、障がい者支援

これまで培われてきた、独居高齢者等への民生児童委員など「人」による見守りと緊急通報システムなど「ICT(情報通信技術)」を活用した見守り体制を継続しつつ、認知症がある高齢者に対し、「IoT機器」などデジタルを活用した見守り体制の導入について、調査・検討を行います。また、高齢者、障がい福祉サービスのニーズを捉え、サービスの提供体制を構築するなど高齢者及び障がい者支援に努めます。

④健康センターの管理運営

施設使用料の適正な価格の検討・見直しを行い、町民の健康増進に寄与する施設として、適切に管理運営を行います。
また、老朽化が進んでいる施設の対策として、長寿命化改修による工事も含め、今後の施設のあり方について、関係機関との検討・協議を行います。

令和7年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①町民の健康増進	各種予防医療に取り組み、健康長寿の実現に努めます。	①1次予防【通年】：予防接種、自殺対策、ヘルスアップ教室（※1）、ふくしま健民パスポート（※2） ②2次予防【7月～2月】：町民検診（特定健診、高齢者健診、各種がん検診、人間ドック） ③3次予防【10月～11月】：町民検診結果説明会（重症化予防に向けた個別面談、栄養指導、運動指導、医療機関への紹介状発行等） ●特に2次予防（町民検診）について、健康診査受診が疾患の早期発見・早期治療の第一歩となることから、受診しやすい環境の整備に向けてウェブ予約に加え電話予約に対応するためのコールセンターを設置しているほか、今年度は、昨年度受診者に受診日を指定して通知を送付することで予約自体の手間を省くこととしています。 なお、予約方法の簡素化等に加え、受診予約をしていない対象者に直接受診勧奨通知を送付するなど未受診者対策にも力を入れることとし、引き続き受診率の向上に努めます。 （令和7年度特定健診受診率目標値：52.0%）	（※1）20歳以上の方を対象にした運動教室です。エアロバイクによる有酸素運動やストレッチ運動、体力測定等を実施しています。（全6コース、R7.5.1現在88人） （※2）18歳以上の方を対象に、自身で立てた健康目標の達成や検診受診で獲得したポイントに応じて県内の協力店で様々な特典が受けられる事業です。

令和7年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②特別会計保険事業	各特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）の適正かつ安定した事業運営	①財政状況及び予算状況の確認・管理を行います。 ②被保険者数の推移分析を実施します。 ③医療費・介護給付費等の推移分析を行います。	
③高齢者、障がい者支援	高齢者及び障がい者が安心して暮らせるように民生児童委員や地域と連携を図り、また、IoT機器等の利用により介護者の負担の軽減を図ります。	①民生児童委員などの訪問活動及び情報共有を行い、認知症等で判断能力が低下した方に対し、成年後見制度申立等の必要な支援を行います。 ②認知症がある高齢者に対し、スマートフォン等のIoT機器を利用した見守りサービスの検討を行います。 ③介護事業所へ介護ロボット等導入補助金の情報を提供します。	
④健康センターの管理運営	施設使用料の適正な価格の検討・見直しを行い、町民の健康増進に寄与する施設として、適切に管理運営を行います。 また、施設の老朽化が進んでいることから今後の施設のあり方について、関係機関と検討・協議を行います。	①施設利用料の検討・見直しを実施します。 ②施設の老朽化の対策として長寿命化改修工事も含め、今後の施設のあり方について、関係機関との調査・検討を行います。	・ R6温泉入館者数 98,523人（前年比 22,594人の増） ・ R6温水プール入 場者数 53,049人 （前年比 7,275人 の増）

農業振興課の「令和7年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・活気あふれる自立した農家の育成を支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備計画等の策定を目指します。
- ・農産物の風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・森林環境整備事業により、森林環境の保全に取り組みます。
- ・ほ場整備事業を推進し、農業経営基盤の強化を目指します。
- ・ため池の浚渫及び老朽ため池の改修工事等に取り組みます。
- ・老朽農業施設の調査を行い、保全計画の策定を目指します。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行い、農地等の利用の最適化に取り組みます。
- ・遊水地対策事業においては、地権者や地区住民の相談窓口機能を強化し、国・県への要望活動に取り組みます。
- ・遊水地内利活用の検討に取り組みます。

■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局・遊水地対策室で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務、④遊水地対策業務を主な役割としています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 14人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人、農業環境整備監兼遊水地対策室担当 1人、副課長 1人、遊水地対策室長 1人
- ・農政係 9人（うち会計年度任用職員2人）
- ・農業委員会事務局：局長 1人（兼務）、副局長 1人（兼務）、事務局職員 3人（兼務）
- ・遊水地対策室：室長 1人、次長 1人、室員 11人（兼務・他課職員含む）

※ほか派遣職員 1人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①遊水地整備

流域で考える治水対策に資するため、継続して関係する自治体と粘り強く調整を進めます。また、三城目地区遊水地対策協議会の事業運営を支援し、地域住民の意見が反映された事業推進を目指します。遊水地整備後の地内利活用や、将来的に適正な維持管理が持続できるような財源も含め、鏡石町、玉川村と連携しながら国、福島県、流域自治体との協議を推進していきます。

②農業版企業誘致の推進

羽鳥ダムの慢性的な水不足により土地改良区から除外された白山・神田地区の約29haの農地利活用を検討し、耕作放棄地の拡大防止と持続可能な農地活用を図ります。他地区への事業拡大についても検討します。また、農地の現状をデータ化し、視覚的に耕作放棄地の現状等を把握し、農地の貸し手と借り手のマッチングを推進します。農業短期大学校と連携し、研修事業を中心として、双方に効果が発揮できるような事業を推進し、将来的な農地の担い手である新規就農者の確保を目指します。

③舘沢・大町地区のほ場整備事業

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用することにより、農家負担がゼロでほ場整備が実施できる事業として、平成29年度から舘沢・大町地区で事業を実施してきましたが、今年度より、一部地区において工事着手の予定であり、引き続き円滑な事業推進を目指します。また、田町・弥栄地区においても同事業により事業を推進するため、今年度は、地形図作成等の計画策定を進め、事業採択を目指します。その他地区においても、地域からの要望を受け、「ほ場整備事業説明会」を開催し、本事業への理解を深める活動を継続して実施します。

④森林環境整備事業

地球温暖化対策の推進を目的として、三鷹市から譲与される森林環境譲与税を活用し、三鷹市で排出される二酸化炭素（CO₂）量と矢吹町での森林整備等により吸収した二酸化炭素（CO₂）量を相殺するカーボンオフセット事業を実施します。三十三観音史跡公園の森林整備を継続して実施し、県南地方植樹祭や三鷹市と連携した植樹を実施します。地域の皆様及び三鷹市、関係団体と連携を図りながら、未来へつなぐ森づくりを積極的に推進していきます。

令和7年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①遊水地整備	①庁内も含めた関係部署や関係機関との調整を行い、遊水地内外（地域全体）の安全・安心の確立 ②流域治水を実現するため、地域住民からの要望を国、福島県へ伝達し、下流域も含めた流域全体の理解の醸成 ③地域住民や流域全体にとって喜ばれる遊水地の土地利活用計画の検討	①庁内や関係町村等との情報共有に努め、三城目地区遊水地対策協議会の活動を支援し、遊水地内だけでなく、内水外水対策等遊水地外周辺地域の安全・安心の確立にも努めていきます。 ②地域住民の声を聞き、把握した要望を継続して国、県へ確実につなぎ、イベント等各種機会を有効に活用した情報発信に努めます。 ③町にとって有効な遊水地利活用検討を行い、適正な維持管理を実現するため、早期に諸条件を示すよう国に働きかけを行い、各種関係機関とのきめ細かな調整に努めます。	

令和7年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②農業版企業誘致の推進	①白山・神田地区における耕作放棄地の解消や拡大防止、農地活用の推進 ②町内耕作放棄地の解消・拡大防止、農地活用の促進 ③農業短期大学校との連携	①地権者や耕作希望者の意向調査を基に農地のマッチング、進出した農業法人等の円滑な農地利用をサポートします。 ②人工衛星データとAIを活用した耕作放棄地の把握、意向調査により農地の貸し手と借り手のマッチングを推進し、農業版企業立地奨励金を活用した新たな企業の参入、農業用施設等の導入を支援します。 ③新規就農や規模拡大、スマート農業の導入等に関する相談・情報を農業短期大学校等の関係機関と共有連携し、新たに整備された研修施設の活用を促進しながら、新たな担い手の確保・育成に努めます。	

令和7年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③館沢・大町地区のほ場整備事業	①令和11年度事業完了に向けて円滑な事業の推進 ②他地区におけるほ場整備事業の推進	①秋からの一部工事着手に向け、工事委員会や換地委員会、集積委員会等において、地元関係者と連携を図りながら、整備予定地約34haの円滑な事業の推進に努めます。 ②令和10年度の計画採択に向け田町・弥栄地区約69haの地形図を作成し、改良区や地元関係者と連携を図り、事業の推進に努めます。他の地区においても、地域からの要請等に応じて「ほ場整備事業説明会」を開催するなど、事業の理解促進に努めます。	

令和7年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④森林環境整備事業	①三鷹市の二酸化炭素と本町の森林整備により二酸化炭素を相殺する「カーボンオフセット事業」の推進 ②本町と三鷹市の子どもから大人まで幅広い世代の方々に、多様な学びや交流の機会を提供する場として、森林環境の整備及び森林環境学習活動の実施 ③地域や三鷹市、関係機関との連携	①三十三観音史跡公園及び周辺森林において、令和7年から令和10年にかけてクヌギ・ヤマザクラ・クリ等の植樹活動、下刈り等を実施し、適切な森林の整備及び保全に努めます。 ②第74回地方植樹祭において町内小学校緑の少年団による植樹活動を5月に実施し、9月に予定している三鷹市姉妹市町交流事業において三鷹市小学生が植樹活動及び森林環境学習を行います。 ③本町の美しい里山風景が次世代にも受け継がれるように、地域の皆様及び三鷹市、関係団体と連携を図りながら、未来へつなぐもりづくりの推進に向けて検討します。	

商工観光課の「令和7年度の運営方針と目標」

商工観光課長 柏村 秀一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・企業誘致、企業支援を継続的に行い、町民の働く場の確保、地域経済の基盤づくりに取り組みます。
- ・ふるさと納税の体制を強化し、目標を掲げながら、自主財源の確保に取り組みます。
- ・矢吹町の魅力を全国に発信し、移住・定住対策を推進するとともに、各種イベントに取り組むことで交流人口や関係人口の増加を図ります。
- ・矢吹町のブランドづくりに取り組み、光南高校や農業短期大学校とも連携しながら、住んでみたいまち、応援したいまちづくりに取り組みます。
- ・中心市街地の賑わいづくりを進め、関係団体等との連携強化を図り、地域経済の活性化、地域の活性化を目指します。

■課の役割

商工観光課は、企業誘致推進室・地域活性係・ふるさと納税係で構成され、①企業の振興、②商業の振興、③地域経済の活性化、④情報発信の強化、⑤タウンプロモーションの展開、⑥自主財源の確保を主な役割としています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 10人

- ・課長 1人
- ・企業誘致推進室 3人（室長、係員1人、会計年度任用職員（地域おこし協力隊））
- ・地域活性係 3人（係長、係員2人）
- ・ふるさと納税係 3人（副課長、係員2人）

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①企業誘致

企業に寄り添った支援を行うため、企業訪問やトップセールスを継続して実施し、現在課題となっている人手不足の解消や外国人技能実習生の支援を行うとともに、必要に応じ工場立地に適した可能性調査を行い、民間事業者による開発を目指した企業誘致に取り組みます。

②ふるさと納税の充実・強化

ふるさと納税係が新設され人員体制の強化が図られたため、町内事業者や町内企業の返礼品のさらなる拡充を図り、ふるさと納税のPR強化に努めます。また、企業版ふるさと納税のPR強化を図るため、町内企業訪問や新たな企業の掘り起こしを行い自主財源の確保に努めます。

③移住促進

「観光」をテーマに関係・交流人口の拡大に努めるとともに、空き家バンクの利活用推進や首都圏内で開催される移住希望者向けイベント等への出展など、情報発信の強化を図りながら移住定住施策を幅広く展開し、子育て世帯をメインターゲットとした人口増加に取り組みます。

④地域の活性化

農業短期大学校、光南高校との連携を強化し、大学生、高校生の地域活動への参加による地域課題の研究やSNSを活用した情報発信を通して、若者目線での課題解消と地域の活性化に取り組みます。また、今年度より着任した地域おこし協力隊の地域協力活動を支援し、観光の促進とインバウンド誘致を図り、ふくしまデスティネーションキャンペーンに向けた町独自の施策を検討します。

⑤町の賑わい創出

大正ロマンの館、駅観光案内所との連携を強化し、イベントの協力開催や合同企画を支援しながら、中心市街地の賑わいづくりを推進します。また、地域住民と町内在住の外国人やインバウンドとの異文化交流を促進することで、国際交流のコンテンツを取り入れたやぶきフロンティア祭を開催します。

令和7年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①企業誘致	①新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援 ②雇用増大による町民生活の安定・向上、町への定住・移住者増加 ③増加する外国人技能実習生の住環境の向上、町民との交流深化	①既存企業訪問（進出企業の場合、本社も含む:10月実施予定）による情報共有や新規用地開発の可能性の模索（必要に応じ可能性調査を実施） ②県企業立地課、東京事務所、大阪事務所等関係機関との情報共有（在京・在阪企業等の紹介・訪問） ③昨年度作成した「生活マップ」・「ごみの捨て方ガイド」に加え、新たな住環境向上施策の模索や、町民と外国人、或いは外国人同志での交流イベントの開催	
②ふるさと納税の充実・強化	①ふるさと納税による地場産品等のPR、自主財源の確保 ②企業版ふるさと納税による企業のPR、自主財源の確保 ③カブトエビ米による地域ブランド化の推進	①寄附額1億円を目標額とし、そのための対策として、新規事業者や返礼品の開拓及び共通返礼品の調整や主力商品のブラッシュアップなどを行うとともに、効果的な広告掲載等を実施 ②寄附額2,000万円を目標額とし、企業側の利益や企業側の要望に応えられるよう、企業訪問を継続的に実施 ③カブトエビ米のブランド化及び販売に向け、ネーミングやパッケージ制作、11月以降に開催される首都圏イベントでのPRを実施	

令和7年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③移住促進	①県内外からの移住人口増加施策の検討 ②空き家バンクを活用した移住・定住支援制度の拡充 ③県との連携事業や補助金等を活用した観光PRと交流人口増加施策の検討	①移住を体験できる施策等の検討と県内外のイベント出展による移住希望者の情報収集 ②関係各課と連携した空き家バンク登録物件の充実と、来て「やぶき」空き家取得支援金を活用した移住・定住支援制度のPR ③県や各協議会と連携した観光客誘致と町内観光スポットのPR及びSNSのフォロワー増加の検討	
④地域の活性化	①連携協定に基づく農業短期大学校との連携事業の拡充 ②光南高校との連携強化及び連携事業の検討 ③矢吹駅を核とした観光の促進とインバウンド誘致施策の検討	①フロンティア農園（町民農園）を通じた地域交流の促進と広報誌やホームページを活用した大学校、町の各イベントの相互PR ②光南高等学校魅力化向上推進委員会の活動支援と、若者の視座から見た新たな賑わい創出事業の検討 ③地域おこし協力隊の活動支援と国内最大級の観光キャンペーンである「ふくしまデスティネーションキャンペーン」に向けた町独自施策の企画立案	
⑤町の賑わい創出	①大正ロマンの館、駅観光案内所、複合施設KOKOTTO等が連携した中心市街地の活性化イベントの検討と町内の各種イベントの支援 ②やぶきフロンティア祭りのコンテンツの充実と多文化共生による賑わい創出	①中心市街地連携会議を中心としたイベントの協力開催や各種イベント開催の支援 ②11月に開催される「やぶきフロンティア祭り」や毎月開催される駅イベント等における外国人の参加、異文化交流企画の検討	

都市整備課の「令和7年度の運営方針と目標」

都市整備課長 有松 泰史

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪・地震等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

■課の役割

都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係で構成され、①道路・橋梁の維持管理、②排水路の計画・維持管理、③街路灯・交通安全施設の維持管理・整備、④道路等の境界確認、⑤道路法に係る許認可、⑥町営住宅等の公営住宅の維持管理及び整備計画、⑦土木災害復旧事業、⑧都市計画、⑨都市区画整備・宅地造成、⑩公園・緑地の維持管理・整備、⑪建築確認申請・開発行為、⑫屋外広告物の許認可、⑬都市緑化保全、⑭道路・橋梁の新設・改良・更新、⑮道路・橋梁の整備計画、大型関連事業として①阿武隈川遊水地整備事業、②国道4号4車線化事業（矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路）等の業務を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 16人（うち会計年度任用職員4人）

- ・課長 1人
- ・管理係 8人（うち会計年度任用職員3人）
- ・道路整備係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・都市計画係 3人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①国道4号4車線化

国道4号の4車線化事業早期実現に向け、地域住民や沿線地権者、道路利用者等へ可能な限り事業スケジュールをお示しするなどしながら、町民の要望に寄り添った道路計画となるよう、事業主体である国との協議を密に図ります。

②大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理

大池公園の適正な維持管理を行うとともに、昨年度実施した可能性調査結果に基づき、観光資源としての価値について地域や関係者との協議を図りながら、利活用に係る方向性の検討を進めます。

③住宅使用料等の債権管理

前年度から引き続き、弁護士による債権管理業務委託を実施するとともに、職員による債権管理を徹底することで、未納対策の強化及び公平性の確保に努めます。

④駅駐車場施設の安定的な管理運営に係る使用料の見直し

駅駐車場施設の安定的な管理運営を図る目的として、駐車料金の見直しを実施します。

見直しにあたっては、関係各課との協議・調整を図り、公平性の確保についても検討しながら計画的に実施します。

令和7年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①国道4号4車線化	①国・県等、関連機関と連携した事業推進 ②住民等への事業周知 ③地域住民等の不安や課題等解消 ④要望活動の実施 ⑤説明会内容の周知（住民、議会）	①事業進捗に合わせ、国・県・町の3者による事業調整会議を開催し、意見交換を実施するとともに、交差する町道や用排水路等に関する各種協議を行います。 ②適時、広報やぶき及びホームページにより、住民等への事業周知を行います。 ③地域住民等からの意見等集約を行い、必要に応じ国へ要望を実施するなど、地域住民や沿線住民の不安や課題等の解消に向けたサポートに努めます。 ④東北地方整備局等、国機関への要望活動を行います。 ⑤説明会内容（結果）について、広報やぶき及びホームページを通じて住民へ周知するとともに、町議会等への報告を行います。	

令和7年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理	①適正な維持管理 ②キャンプ場利用促進に係る意見集約 ③キャンプ場の利活用方向性の検討、共有	①公園維持管理業務委託請負者との協議を行いながら、園内施設含め、適正な維持管理に努めます。 ②可能性調査結果に基づき、キャンプ場の利用実態及び今後のあり方について、地域や関係者との対話・協議を行いながら、施設管理運営における諸課題の解決に努めるとともに、更なる利用促進を図るための意見集約を行います。 ③大池公園の賑わいづくり創出及び観光資源としての価値を見出すため、集約した将来像をもとに、キャンプ場における集客及び利用促進の手法等について関係各課との協議を行い、利活用の方向性を示します。	①：都市整備課 ②、③：企画・デジタル推進課及び都市整備課で連携
③住宅使用料等の債権管理	①適切な債権管理 ②入居者の公平性の確保	①今年度も弁護士による債権管理業務委託を継続し、適切な債権管理を行います。 ②未納状況に応じ、督促、催告、保証人への連絡により納入相談等を実施し、分納誓約書の提出等、計画的な未納対策及び徴収事務を行います。 目標収納率（現年）90%、（過年）15%	

令和7年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④駅駐車場施設の安定的な管理運営に係る使用料の見直し	①料金改定案の作成 ②料金改定案の協議 ③条例改正（議会議決） ④新料金運用の周知 ⑤安定的な管理運営	①駅前東口第1駐車場や周辺施設における利用状況、近隣市町村の形態等を考慮し、関係各課との協議を重ねながら、公平性が確保された料金改定案を作成します。 ②作成した改定案について、首脳部や駅指定管理者との協議を図ります。 ③条例改正について協議を実施、議会議決により、新たな料金形態を確定させます。 ④新たな料金について、広報やぶき及びホームページにより住民等へ周知します。 ⑤見直し後の料金収入により、安定的な管理運営に努めます。	③：12月議会 ④：令和8年1月～ ⑤：令和8年4月～

上下水道課の「令和7年度の運営方針と目標」

上下水道課長 小磯 剛

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の適切な維持管理による施設の長寿命化を図り、健全な事業運営に努めます。

■課の役割

上下水道課：業務係、上下水道係2系の主な役割

- ①上下水道料金等の賦課徴収、減免、滞納整理に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道事業の民間委託及び、企業会計に関すること。
- ④上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑤上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 10人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人
- ・債権管理専門監 1人
- ・副課長 1人
- ・上下水道係 5人（うち会計年度任用職員2人）
- ・業務係 2人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①水道、公共下水道、農業集落排水事業の中長期的な見直し

持続可能な公営企業経営を図るため、水道事業及び下水道事業の経営戦略に基づき、中長期的な視点で事業経営に取り組みます。また、水道事業及び下水道事業において将来を見据えた使用料等の考え方や方向性について検討を開始します。

②遊水地整備に係る上下水道施設等の整備検討

国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、持続可能な事業運営を図ります。

③国道4号4車線化に係る上下水道施設等の整備検討

国の大規模事業である国道4号4車線化道路整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、土地利用に資する地域の発展に寄与します。

④上下水道施設の中長期的な老朽化対策・耐震化対策

水道事業及び下水道事業の長寿命化計画等に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新に取り組むことにより上下水道施設の老朽化対策を図ります。また、耐震基準に適合した管材を使用することで上下水道施設の耐震化を図ります。

令和7年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①水道、公共下水道、農業集落排水事業の中長期的な見直し	①持続可能な公営企業の運営を図るため、経営戦略（水道、下水道）に基づき、中長期的な視点で事業経営に取り組みます。 ②施設等の維持管理経費の削減を図るため、地域の実情に応じた広域化について取り組みます。 ③水道事業及び下水道事業において、将来を見据えた使用料等の考え方や方向性について検討を開始します。	①使用料は公営企業会計の根幹をなす財源であり、公平性を確保するため、収納業務を委託し、徴収強化に努めます。また、維持管理経費の削減を図るため、漏水調査及び不明水調査を実施します。 ②農業集落排水区域の公共下水道編入を推進します。大和久処理区においては、マンホールポンプ設置工事及び編入のための条例改正に取り組みます。 ③県中流域下水道維持管理負担金の単価改定について、県及び構成市町と令和7年度から協議を開始します。	②大和久地区農業集落排水区域：令和8年4月供用開始予定（公共下水道）
②遊水地整備に係る上下水道施設等の整備検討	①効率的な事業運営のための施設のあり方を検討します。 ②下水道施設等の整備を計画的に進めるため、関係機関と連携及び情報共有を図ります。 ③財政負担軽減を図るため、事業費の財源確保を検討します。	①陣ヶ岡1号橋、鮎里橋の架け替えに伴う上下水道管路の移設については、維持管理や災害対策に重点を置き、関係機関と協議を行います。 ②三城目処理区を公共下水道へ接続するための測量設計業務に取り組みます。（県代行による委託業務契約7月予定） ③三城目処理区の公共下水道編入については、国庫補助金事業を活用したインフラ整備を推進します。	②三城目地区農業集落排水区域：令和10年4月供用開始予定（公共下水道） ※国や関係機関との調整により、スケジュールが変更する場合があります。

令和7年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③国道4号4車線化に係る上下水道施設等の整備検討	①国道4号4車線化の整備計画に合わせ、上下水道施設の整備範囲を検討します。	①将来性や地域の実情を踏まえ関係機関と協議を重ね、整備範囲の調査検討を行います。	・国や関係機関との調整により、スケジュールが変更する場合があります。
④上下水道施設の中長期的な老朽化対策・耐震化対策	①各施設の適切な維持管理を図るため、長寿命化計画に基づき計画的に施設更新に取り組みます。 ②耐震化計画に基づいた上下水道施設の整備を促進します。	①公共下水道については、マンホールポンプ改築更新や管路の老朽化調査等に取り組みます。農業集落排水施設については、管路施設更新等に取り組みます。 ②更新及び新設する施設については、耐震化に適合した管材を使用し、上下水道施設の耐震化率の向上を目指します。	

議会事務局の「令和7年度の運営方針と目標」

議会事務局長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努めます。

■課の役割

- ・議会に関する事務（議事、調査、庶務）
- ・監査に関する事務

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 3人

- ・局長 1人 ・次長 1人 ・局員 1人（会計年度任用職員）

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①議会の円滑な運営及び検討

議会議員が行財政全般に亘る所信や疑問点等を質し、執行機関が当該質問の趣旨やその目的に沿った答弁をすることにより、町民にわかりやすい政策論議等を推進します。

令和7年度 議会事務局 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①議会の円滑な運営及び検討	(1) 令和4年度以降、町の行財政全般に関し執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるために行う一般質問において、その趣旨、目的及び課題等を明確にした通告書を導入しました。当該通告書の導入により、町民にわかりやすい政策論議等ができています。また、質問と答弁が噛み合っているかを検証し、円滑な議会運営を推進します。 (2) 議員の資質向上に資する研修会やセミナー等の参加について検討すると共に、各種研修会等の開催情報を案内します。	(1) ①【5月】一般質問通告書の記入方法等の再確認 ②【6月～1月】一般質問における課題等の整理（執行部への調査等） ③【1月～2月】上記②への対応策検討と議会全員協議会での議員協議 ④【3月】上記③における対応策の実施 (2) ・【7月～11月】次年度に向けて、全議員を対象とする研修会等への参加を検討、必要に応じ次年度予算への要望 【随時】 ・研修会・セミナー等の情報案内 ・議会の活動内容を住民にわかりやすく伝えるための広報活動（議会だより作成）の支援	

教育振興課の「令和7年度の運営方針と目標」

教育振興課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」を目指し、第5次矢吹町教育振興基本計画の各種事業に取り組み、「みんなで育てる矢吹の教育」を学校、家庭、地域の皆さんとともに、推進します。
- ・町立小学校の適正規模、適正配置について、「矢吹町学校規模適正化委員会」等で協議を深め、将来、想定される小学校の小規模化への取り組みを進め、学校、家庭、地域の情報共有を推進します。
- ・社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成するため、教職員の指導力向上の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育支援に努めます。
- ・ふるさとへの地域愛を醸成する学びにおいて、「自ら課題を発見し解決する力」、「コミュニケーション能力」、「多様な視点から考察する力」、「情報を取捨選択する力」など、実践的な行動につながる教育を推進します。
- ・学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の老朽化の現状を踏まえた適切な維持管理、点検、修繕等を実施し、安全、安心で快適な環境整備を図ります。

■課の役割

教育振興課は学校教育係、施設整備係で構成され、学校教育係は、定例教育委員会、教育課程、学校保健、学校給食、教科書、教職員・児童生徒の保健、外国人英語指導助手、入学・転学、学級編成、安全対策の業務を主に担い、施設整備係は、通学路の安全対策、学校教育施設・社会教育施設・社会体育施設に係る維持管理、通学バス、共用バスの管理運行などの業務を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 40人

- ・教育次長兼課長 1人
- ・政策管理監査 1人
- ・副課長 1人
- ・副課長事務心得兼指導主事 1人
- ・学校教育係 6人（うち会計年度任用職員2人）
- ・施設整備係 3人（うち会計年度任用職員1人）
- ・小中学校支援員 17人
- ・適応指導教室指導員 1人
- ・学校事務補助員 1人
- ・部活動指導員 1人
- ・学校図書館司書 2人
- ・外国人指導助手ALT 3人
- ・スクールソーシャルワーカーSSW 1人
- ・地域活性化起業人 1人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①小学校の適正配置等検討

「学校等規模適正化推進事業」により、矢吹町立小学校の適正規模及び適正配置について議論を進め、望ましい小学校の教育環境として目指す姿の検討を深めます。

②子どもたちの学力向上

「学力向上対策事業」により、幼保・小・中の連携、光南高校との中高連携の取組について、ICT教育の推進、学級運営、授業改善など、具体的な改善を図ります。

③教育施設等の適正な維持管理

「小中学校管理運営事業」により、教育環境の充実を図り、各学校と連携しながら、児童生徒の安全・安心な学校生活の充実に努めます。

④デジタルを活用した子どもの見守り

「子ども安全対策事業」により、通学路の安全対策として、三神小学校を対象にデジタル機器を活用した実証実験を行い、今後の運用方法を検討します。

令和7年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①小学校の適正配置等検討	地域とともにある学校づくりの促進及び将来を見据えた魅力ある教育環境の充実を図るため、「矢吹町立小学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定します。 【基本姿勢】 - 子どもたちを主役に検討する。 - 子育て世代、地域住民の意見を尊重する。 - 地域との連携、協働を促進する。 ■矢吹町学校規模適正化検討委員会に諮問した内容（R6.7.8） 「町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方について」	【上半期】 ①矢吹町学校規模適正化検討委員会 中間報告（R7.3.24）を踏まえ、令和7年度に整理する課題等について協議し、会長から教育長に答申を実施 ・5月～8月：検討委員会による議論（4回） ・8月：検討委員会からの答申 【下半期】 ②プロジェクトチーム 庁内関係課による横断的な会議を随時、開催し、連携した協議を進め具体的なスケジュールを検討 ③地区別懇談会 答申を踏まえた今後の方向性を説明し意見を伺う「地区懇談会」を開催 ・10月～12月：地区別懇談会の開催 ④基本方針の策定 検討委員会からの答申、地区別懇談会による意見等を整理し、基本方針を策定 ・12月：基本方針案の作成 ・1月：パブリックコメントの実施 ・2月：総合教育会議、定例教育委員会等で審議し、基本計画を決定 ・3月：基本方針の公表 ⑤その他 広報、ホームページ等による情報発信	

令和7年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子どもたちの学力向上	町内の幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高校における「健やかな育ち」及び「学力向上」に関わる事業について推進し、各園、小・中・高等学校の連携強化により、矢吹町が目指す教育に向けて一貫した指導を行います。 また、指導の充実、改善を図り、家庭学習の充実化と習慣化、主体的・対話的で深い学びの実践により、児童生徒、一人一人の「個別最適な学び」、「協働的な学び」の実現を目指します。 電子黒板を有効に活用し、学習活動において、必要に応じ情報手段を適切に用いて情報を得たり、得られた情報を分かりやすく発信、伝達したり、必要に応じ、保存、共有することができる力を育成します。	①学力調査、QUテストによる課題の明確化と客観的な検証及び確実なフォローアップの実施 ・4月 全国学力・学習状況調査 小6：国語・算数・理科 中3：国語・数学・理科 検証：学級、学校の強み・弱点 フォロー：授業改善 ・4～5月 ふくしま学力調査 小4～小6：国語・算数 中1～中2：国語・数学 検証：個人の伸び フォロー：個に応じた指導 ・1月 標準学力調査 小1～小6：国語・算数 中1～中2：5教科 検証：当該学年の学習内容の定着 フォロー：プリント等の補充、授業で復習 ②各園、小・中・高等学校の連携の強化 ・矢吹町つなぐ教育推進会議 4月 今年度方針の協議 1月 次年度に向けた協議 ・つなぐ教育推進部会 6月 具体的な取り組みについての協議 1月 成果と課題の報告 ・9月 授業交流会 幼保小中高を通した学びの力の育成 ③放課後学習教室 4小学校（週2日程度） ・5月～ 主に国語科、算数科を中心に実施 ④ICT機器の活用推進と効果検証 - 電子黒板、授業支援アプリ ロイロノート - 認知機能強化アプリ コグトレ - 健康観察アプリ リーバーの活用 ⑤プログラミング授業の実施（全校）	

令和7年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③教育施設等の適正な維持管理	幼稚園、小中学校、社会教育及び社会体育施設について、長寿命化計画に伴う老朽化への対応やPTAからの要望箇所について、優先順位を定め、計画的に修繕を実施し、児童生徒・施設利用者の安全で安心な環境整備に迅速に取り組みます。	①主な工事内容 5月 善郷小電気設備更新工事 5月 中畑小体育館オペレーター改修工事 5月 三神小職員用トイレ排水管改修工事 7月 中学校体育館空調設置工事 7月 中学校校舎照明LED化工事 8月 中学校給食室ボイラー更新工事 ②学校との連携 ・学校から不具合箇所の連絡を受けた際、即時対応を実行 ・物価・人件費の高騰により、修繕・工事費や電気料金等の増加が想定される、維持管理費の抑制の各学校等に求めます。	

令和7年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④デジタルを活用した子どもの見守り	児童生徒が安全に通学できる通学路の安全確保を図るため、各道路管理者等の関係機関と連携しながら、「矢吹町通学路安全推進会議」を開催し、危険箇所の確認とその対策について、合同点検を実施し改善を図ります。 デジタル機器を活用した安全ネットワーク構築のため、三神小学校を対象に、GPS見守りの実証実験を行います。	①矢吹町通学路安全推進会議 7月・2月 ・安全な通学の確保のため、各小学校区ごとに学校、保護者、警察、道路管理者等が危険箇所及び改善要望箇所の合同点検を実施 ・歩道整備や道路標示等のハード対策や交通安全教育、交通規制等のソフト対策など必要箇所に応じ、具体的なメニューを検討 ②子どもの見守りの一助となるデジタル機器の活用について実証実験を行い、学校、保護者からの意見を基に、今後のデジタル機器の活用及び運用方法を検討 実証実験：三神小5年生20名、8月から2月末まで（約6か月）	

生涯学習課の「令和7年度の運営方針と目標」

生涯学習課長 西山 貴夫

Ⅰ 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、まちづくり総合計画の各種政策を通じ、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民の多様な文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習活動の活性化と、先祖が慈しみ育んできた貴重な文化財について、これを継承し、次世代に引継ぎ、有形及び無形文化財の継承発展に努めます。

■課の役割

生涯学習課は、生涯学習係、スポーツ振興係で構成され、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツ振興、地域間・団体間交流の推進、高齢者の生きがいをづくり推進、社会教育施設全般に係る維持管理などの業務を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数 14人（うち会計年度任用職員 4人）

・生涯学習課長	1人	・副課長	1人	・中央公民館長	1人
・生涯学習係	4人	・スポーツ振興係	2人		
・中央公民館	2人	・文化センター	1人	・ふるさとの森芸術村	2人

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①スポーツ×デジタル振興プロジェクトの推進

「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として、多くの人が集まり賑わうまち」の実現のため、活動拠点となる（仮称）スマートパークの整備と事業主体となる団体の構築に取り組み、複合施設KOKOTTOを中心とした町の賑わいづくりを推進します。

②三十三観音摩崖仏群の復旧対策

三十三観音摩崖仏群の落石対策のための工事を令和7年、8年にて終了するよう進めるとともに、観光資源として活用法について、検討していきます。また、周知方法について、関係機関と協力し、復旧に向けたPRを推進します。

③社会教育・体育施設の使用料の見直しに向けた調査

社会情勢の変化、施設維持費の高騰の中、受益者負担の原則の考えのもと、各施設の使用料の適正価格を調査し、各施設の利用実態と運用方法を検討しながら、より良いサービスの提供を図ります。

④歴史民俗資料の整理促進と関係者との連携

歴史民俗資料収蔵庫の環境改善を図り、資料整理作業を学芸員等により推進させ、それぞれの資料の性質に合わせた収納を行います。また、歴史民俗資料を町民に情報発信し、歴史民俗への理解と探求の機会を提供します。

令和7年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①スポーツ×デジタル振興プロジェクトの推進	複合施設KOKOTTOを中心にスポーツや運動を通し多様な交流を生み出すことで、町の賑わい創出を目的に取り組んでいきます。 今年度は、本プロジェクトの活動拠点となる（仮称）スマートパークを整備し、事業主体となる団体の確立、運営手法の検討及び各種事業の選定を行います。 ①拠点施設整備 ②事業主体となる団体の確立 ③施設の安定運営手法 ④機運醸成と交流・流入人口の増加を図ります。	①拠点施設整備（（仮称）スマートパーク）を設計施工一括発注により整備 ・プロポーザル告示、提出受付（5～7月） ・プロポーザル審査（7～8月） ・工事契約（8～9月） ・工事施工（9～3月）、完成（3月） ②事業主体となる団体の確立 ・確立に向けた関係機関との協議、人材（地域おこし協力隊）採用（4～6月） ・組織体制の調査・検討、各種人材育成研修（7～12月） ・設立準備（1～2月）、設立（3月） ③施設の安定手法 ・プログラム開発、カリキュラム作成、料金設定の試算（7～10月） ・実証実験（7～2月） ・事業選定（2～3月） ④イベント開催や情報発信 ・イベント開催（9～11月）2回 ・Webサイト掲載やSNSでの住民周知	
②三十三観音摩崖仏群の復旧対策	①令和7年度(第1回)維持補修工事の実施 ②観光資源として関係機関との協議 ③工事終了後における周知方法の検討	①維持補修工事实施、完了(7～12月) ②観光資源としての情報収集(6～2月) ③庁内関係課、関係機関との観光資源としての協議(7～2月) ④ホームページ等を活用した情報発信	

令和7年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③社会教育・体育施設の使用料の見直しに向けた調査	社会情勢の変化、施設維持費の高騰の中、施設の質及びより良いサービスの提供に向けた社会教育施設使用料の見直しの必要性に向けた調査研究を行います。 ①現状の課題抽出 ②料金改定に向けた情報収集 ③調査研究 ④料金改定の必要性の検討 ⑤必要に応じた料金改定に必要な法令の整備 ⑥必要に応じた住民理解への醸成	①施設利用団体等との聞き取り、協議等 ②近隣市町村類似施設の使用料、減免規定等調査（5～6月） ③情報共有（庁議調整会議等）、現状や課題の洗い出し、目標や効果の設定（7～8月） ④施設の利用実態や収入シミュレーション等による料金体系の検討（8月） ⑤各審議会での協議、必要に応じ議会へ上程や規則等法令改定 ⑥必要に応じ住民への情報発信及び周知	
④歴史民俗資料の整理促進と関係者との連携	①歴史民俗資料の環境改善と適正管理の推進 ②審議会との計画的な協議 ③歴史民俗資料への理解と探求機会の提供	①歴史民俗資料収蔵庫のあり方、資料の保存方法、及び資料整理作業（6～3月） ②審議会との情報共有、意見交換（6～12月） ③ふるさとの森歴史資料展示室のリニューアル展示の実施（1～3月）	

子育て支援課の「令和7年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 小椋 勲

I 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱、第5次矢吹町教育振興基本計画、第1期矢吹町こども計画に基づき、こどもまんなか社会の推進、子育て世帯への支援強化、支援の充実を図ります。
- ・「矢吹町こども家庭センター」を核とした全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的相談支援を充実させ、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- ・ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を図ります。また、SNSなど様々な媒体を活用し、対象世帯への周知に努めます。
- ・町内の認可保育園等と連携しながら、保育サービスの充実に努めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を図ります。

■課の役割

子育て支援課は、子育て政策係、こども相談係、幼稚園保育園係で構成され、①少子化対策・子育て支援事業、②児童手当等支給事務、③屋内外運動場（未来くるやぶき）の管理運営、④児童虐待防止・要保護児童対策、⑤妊娠届、妊産婦及び乳幼児相談、⑥妊婦・乳幼児健診、⑦家庭児童相談業務、⑧子どもの居場所づくり、⑨幼稚園・放課後児童クラブ運営、⑩民間保育園等への助成、⑪保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

2 課の構成（令和7年4月1日現在）

職員数	55人（子育て支援課 12人、町立幼稚園 43人、うち会計年度職員 29人）
子育て支援課	課長 1人、子育て政策係 2人、こども相談係 5人（うち会計年度任用職員 1人） 幼稚園保育園係 4人（うち会計年度任用職員 1人） ※専門資格保有者：保健師2人、社会福祉士1人、管理栄養士1人
町立幼稚園	矢吹幼稚園 園長 1人、副園長 1人、教諭 3人（うち会計年度任用職員 1人） 中央幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 4人（うち会計年度任用職員 1人） 中畑幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 3人（うち会計年度任用職員 1人） 三神幼稚園 副園長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人（うち会計年度任用職員 1人） 特別支援員・預かり保育支援員・事務補助員 23人（全て会計年度任用職員）

3 令和7年度の課の運営方針と目標

①幼稚園の適正配置

令和5年4月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」及び令和6年7月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」に基づき、今後の幼稚園のあり方について、国が推奨する“こどもたちのために何が最も良いか”という視点を大切にしながら、検討を進めていきます。あわせて、町民への丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら、小学校の適正配置との整合も図りつつ、持続可能な教育環境の実現を目指します。

②子育て施策の充実

こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指し、「こどもまんなか」の理念のもと、地域の実情に応じた多様な支援策の充実に努めます。「子育て世代に選ばれる町」となることを目指し、こどもや若者の声に耳を傾けながら、既存施策の見直しや新たな取り組みを検討・実施するとともに、町内外への積極的な情報発信を通じて、矢吹町の子育て環境の魅力を広く発信していきます。

③待機児童解消対策の継続

共働き世帯の増加などにより保育ニーズの高まりが今後も続くことが見込まれる中、令和8年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」も見据えつつ、保育の受け皿の確保に取り組めます。保育士の確保に向けた各種補助金の周知や、保育士養成校への訪問などを継続するとともに、小規模保育事業への支援や新たな保育施設の誘致についても調査・検討を行い、地域の実情に即した効果的な事業運営を推進します。

④第1期矢吹町こども計画に基づく事業の推進

令和6年10月1日に表明した「こどもまんなか宣言」に基づき、こどもを社会のまんなかで据えたまちづくりを推進します。令和7年度は、第1期矢吹町こども計画に掲げる施策に沿って、子育て施策の具体化と実行に取り組むとともに、町が実施する事業や地域の活動について、子育て世帯が必要な情報を適切に得られるよう、積極的に対外的な周知を行います。また、「いつでもドクター」アプリの登録促進を通じて、子育て世帯の負担軽減を図ります。

令和7年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①幼稚園の適正配置	・令和6年度に策定した「幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」に基づき、関係者と連携して段階的な取り組みを開始します。 ・小学校の適正配置との整合性を図りつつ、教育環境全体の最適化を目指します。 ・保護者・地域住民への丁寧な説明を重ね、理解と協力を得ながら円滑な移行を図ります。	・保護者説明会や地域説明会を開催し、計画内容や今後の対応をわかりやすく伝達（10月～12月） ・小中学校の適正規模・適正配置検討委員会等との情報共有と連携調整（学校規模適正化検討委員会5月～8月） ・幼稚園教職員のワーキンググループを開催し、課題の具体化（随時） ・進行状況を定期的に町広報や公式SNS等で発信し、透明性の高い運営を実施（随時） ・町内関係課による横断的なプロジェクトチーム会議を開催し、連携した協議を進め具体的なスケジュールを検討（随時）	
②子育て施策の充実	・「こどもまんなか社会」「選ばれるまち・子育てしやすいまち」を実現するため、支援策の継続・強化を図るとともに、町内外への情報発信を強化します。 ・出産・育児に伴う不安や負担を軽減し、定住促進と出生数の維持・増加につなげます。 ・子育て世帯や若年層のニーズを的確に捉えた施策展開を進めます。	【随時】 ・子育て支援事業（矢吹っ子応援事業等）の継続的な実施と給付手続きの迅速化 ・健診や相談支援場面におけるファミリーサポートセンター・ホームスタート、医療相談アプリ等の周知 ・町公式LINEやホームページ、広報誌を活用した情報発信の強化 ・「矢吹町子ども子育て支援基金」の企業向け広報を行い、持続可能な仕組みづくりを推進 ・子育て世帯に向けた新規支援策の検討	

令和7年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③待機児童解消対策の継続	・待機児童解消継続のため、受け入れ体制の充実を継続的に図ります。 ・保育士の確保に向けた施策を強化し、地域全体で多様な保育ニーズに応える環境を整備します。 ・小規模保育施設への支援や新設保育施設の誘致等を通じて、選択肢の拡充を図ります。	・保育士確保のための養成校訪問、人材確保助成制度の継続（6月、11月） ・年齢別人口動向や出産予定数から保育ニーズと施設整備の必要性を検討 ・小規模保育施設への適切な支援・指導監査の実施（年1回） ・私立園長会での情報共有と補助制度の活用促進（毎月1回） ・民間保育施設等との連携強化	
④第1期矢吹町こども計画に基づく事業の推進	・令和6年度に策定した「第1期矢吹町こども計画」に基づき、取り組みの確実な実施に努めます。 ・「こどもまんなか宣言」の理念を踏まえ、全てのこどもが健やかに育つ環境の整備を図ります。 ・多職種が連携した包括的な支援体制の構築を進めます。	・「こどもまんなか宣言」周知のための住民向け広報や啓発活動（随時） ・「こどもまんなか応援サポーター」啓蒙及び活動紹介（随時） ・計画に基づく具体事業の点検と年次計画への反映（年1回） ・こども家庭センターでの保健師・福祉職の連携した相談支援体制の強化 ・関係機関との定期的な会議開催により、課題共有と施策の進捗管理（随時）	